

議案第17号

天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について  
天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例を次のように制定しようとする。

令和8年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定に基づき、天理市が行う乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 事業の実施施設は、次のとおりとする。

| 施設名                | 位置           |
|--------------------|--------------|
| 天理市子育て世代すこやか支援センター | 天理市川原城町605番地 |

(対象となる子ども)

第3条 事業の対象となる子どもは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の15に規定する認定を受けた子ども（以下「認定子ども」という。）とする。

(利用の許可)

第4条 事業を利用しようとする保護者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用を許可しないことができる。

- (1) 認定子どもが感染性疾患を有するとき。
- (2) 認定子どもが身体虚弱で保育が困難なとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 認定子どもに該当しなくなったとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(負担金等の徴収)

第7条 市長は、第4条の許可を受け事業を利用した認定子どもの保護者から、認定子ども1人につき1時間当たり300円を乳児等通園支援事業負担金(以下「負担金」という。)として徴収する。この場合において、1時間未満は、1時間として取り扱うものとする。

2 市長は、第4条の許可を受けた時間を超えて事業を利用した認定子どもの保護者から、負担金のほか、認定子ども1人につき30分当たり200円の延長料金を徴収する。この場合において、30分未満は、30分として取り扱うものとする。

(負担金の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の天理市が行う乳児等通園支援事業の実施に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。